

FAX : 03-3581-1609

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）
「意見募集」係 御中

送信者

- 【1】タイトル：「大綱に盛り込むべき事項（意見の整理）」に対する意見
- 【2】氏名：（一社）日本社会福祉士養成校協会 会長 長谷川匡俊（担当：事務局次長 小森敦）
- 【3】年齢： -
- 【4】性別：男
- 【5】所属： -
- 【6】意見：以下のとおり
- 【7】電話：03-5495-7242 / 電子メールアドレス：office@jascsw.jp

意見

大綱に盛り込むべき事項では、子供の貧困問題解決のために、全省庁が協働し国を挙げて貧困防止に取り組むことが必要とし、その中で、スクールソーシャルワーカーの活用が強調されております。

私どもは社会福祉士国家資格者を養成する大学等を会員とする社団法人で、平成 20 年度に文部科学省が予算化したスクールソーシャルワーカー活用事業にいち早く着目し、当時よりスクールソーシャルワーカー養成に必要な教育内容の検討を行い、社会福祉士・精神保健福祉士養成教育に付加する SSW 教育課程を設置する大学等を認定する『スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業』を実施して参りました。小中高等学校等の教育機関にスクールソーシャルワーカーを適切に配置する方向性は、子供の貧困対策を考えるうえで必要不可欠です。しかしながら、スクールソーシャルワーカーを取り巻く現状は、極めて不安定な雇用形態（非常勤・賃金）であること、スクールソーシャルワーカーの活用が全国でかなりのばらつきがあること、また、社会福祉士や精神保健福祉士といったソーシャルワーク専門職を配置せず、警察 OB や教員 OB が採用される例も少なくないことなどから、社会福祉士等国家資格を取得してスクールソーシャルワーカーを希望しても待遇等の面から忌避され、他に人材が流出する等課題も多くあります。

私どもが独自事業として行っている教育課程認定事業にかかる規程において、スクールソーシャルワーカーは『スクール（学校）ソーシャルワークの基本は、児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の関わりに介入して支援を行う営みである。』と規定しております。案にあるとおり「教育現場と福祉サービス、地域資源を円滑につなぐ」観点からも、つなぐ先やつなぎ方の知識を有する専門職として社会福祉士と精神保健福祉士有資格者を配置することは、小中高の教員が教育者として専心することをサポートすることに加え、検討会において指摘されている事項の実効性を高めるうえでも極めて有効であると考えております。

一方、例えば生活困窮者自立支援法に基づく施策などは、子供の貧困対策と極めて密接に関係しますが、厚生労働省社会・援護局が公開している資料『生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて』（H26 年 6 月）などをみると、大まかな制度のスキームとともに全省庁的な取り組みへの配慮を訴え

てはありますが、具体的に文部科学省をはじめとする教育行政機関等との連携や協働はイメージしにくいものとなっております。

今般、大綱を作成するにあたり、緊急に対応する必要がある子供の貧困対策について、その実効性を高める観点からも、スクールソーシャルワーカーの配置要件を福祉専門職とし、その配置数を拡充すること、かつ優秀な人材を集める必要性から常勤化などの待遇面を強化すること、子供の貧困に関連する各省庁が取り組む施策の調整を内閣府が行うこと、必要な予算措置を講ずることなどを、大綱及び大綱の運用指針等に明記していただくことを要望します。

以上